

		事業概要	具体的な内容
法人運営事業 (鹿児島県 障害者社会参加推進センター事業)	国や県の補助事業 又は 県からの受託業務	<p>① 身体障害者の生活訓練・・・・・ オストメイトの方の排泄法など、脊髄損傷者、リウマチの方、腎機能障害者、喉頭全摘出者の生活訓練の実施</p> <p>② 競技別の身体障害者スポーツへの助成・・・ 障害者グランドゴルフ大会など、競技別の県大会開催費や九州・全国大会への派遣費の助成</p> <p>③ 障害者スポーツ指導員の養成・・・・・ 障害者スポーツの指導者の養成及びフォローアップのための講習会を開催。</p> <p>④ 相談事業「障害者110番」の実施・・・・・ 障害者とその家族からの相談に対応。相続等の法律問題については月1回弁護士が対応。</p> <p>⑤ 障害者社会参加推進協議会の開催・・・・・ 身体障害、知的障害、精神障害に係る17団体と行政で構成。8月3日障害共通の課題等について協議</p> <p>⑥ 障害者福祉団体の活動費の助成・・・・・ 各地区の身体障害者協会、県視覚障害者団体連合会、県聴覚障害者協会等が行う事業への助成</p> <p>⑦ 手話通訳者の配置・・・・・ 県障害福祉課に手話通訳者を1名配置。</p> <p>⑧ 全国障害者スポーツ大会への派遣・・・・・ 10月28~30日、愛媛県で開催される全国大会に約65名の選手・役員団を派遣。</p> <p>⑨ 県障害者保健福祉大会の開催・・・・・ 11月28日、県民交流センターで自立更生者や更生援護功労者の表彰、子供達の体験発表、講演等を行う。</p> <p>⑩ 県障害者ITサポートセンターの運営・・・・・ 障害者のパソコン操作等に関する相談に応じる。ハートピアでの他、障害者の自宅での相談にも応じる。</p>	
	当協会の単独実施	<p>⑪ 障害者スポーツの振興・・・・・ 県障害者スポーツ協会と一体となって、2020年の本県での全国障害者スポーツ大会開催に向け選手の育成確保を図る。</p> <p>⑫ 理事会・評議員会の開催・・・・・ 5月(理事会)、6月(評議員会)、3月開催。予算・事業計画の決定、決算・事業報告の承認等</p> <p>⑬ 広報誌の発行、ホームページの更新・・・・・ 年2回広報誌(「かんぎ」、普通版1700部、点字版56部、録音版23部)を発行、随時ホームページを更新</p> <p>⑭ 障害者の作品展示即売会の開催・・・・・ 12月3日「あったか交流フェスタ」の一環としてハートピアで実施。</p> <p>⑮ 情報サポート事業・・・・・ 県や市町村、鍼灸師会等の依頼により、広報誌の点字版や録音版、点字投票用紙の作成などを行う。</p> <p>⑯ 全国盲青年研修大会等への助成・・・・・ 本県で開催される全国盲青年研修大会(8月)を主管する県視覚障害者団体連合会へ助成</p>	
鹿児島県 障害者自立交流センター事業	施設の指定管理者としての業務	<p>⑰ 各施設の管理運営と情報提供・・・・・ 体育館、プール、運動療法訓練室、アーチェリー場等の利用許可、受付、運営協議会の開催、センター職員の研修等 活動状況のPR用広報誌(年2回)や年報の発行、ホームページの定期的な更新</p> <p>⑱ 文化教室、スポーツ教室、記録会等の開催・・・・・ 障害者のための料理・健康体操・卓球・水泳等の教室、卓球バレー・レクリエーション・バドミントン大会等</p> <p>⑲ スポーツボランティアの養成・・・・・ センター主催のスポーツ教室での支援活動等をしてもらうボランティアの養成やその活動の推進に資する研修を実施</p> <p>⑳ 「あったか交流フェスタ」の開催・・・・・ 12月3日、障害者週間関連事業としてハートピアでコサート等実施。約1200名来場見込</p> <p>㉑ 県障害者スポーツ大会の開催・・・・・ 5月21日、障害者が一同に会して県立鴨池補助競技場等で実施。陸上、水泳、卓球等に選手約989名が参加。</p>	
鹿児島県 視聴覚障害者情報センター事業	施設の指定管理者としての業務又は県からの受託業務	<p>㉒ 施設の管理運営と情報提供・・・・・ 視覚障害者のための点字図書・録音図書及び聴覚障害者のための字幕入りビデオテープやDVD製作、閲覧、貸出 運営協議会の開催、センター職員の研修、広報誌の発行(視覚版毎月、聴覚版年4回)、ホームページの定期的な更新等</p> <p>㉓ 視聴覚障害者の生活訓練・・・・・ 視覚障害者に対する白杖歩行訓練、録音図書を聞くための機器の操作、調理の訓練(調味料の一定量の感覚等)、「心の健康」講演会等 聴覚障害者に対する健康づくりや交通安全、生活習慣病の予防に関する講習会等の開催</p> <p>㉔ 奉仕員やボランティアの養成と派遣・・・・・ 視覚障害者のために点字・録音図書や字幕を製作する点訳・音訳奉仕員、字幕製作ボランティアを養成 聴覚障害者のための手話奉仕員、手話通訳者(有資格者)、要約筆記者の養成 盲ろう者(視覚と聴覚の重複障害者)のための通訳介助員の養成と派遣(※)を行う。</p> <p>㉕ 手話通訳者等の広域派遣・・・・・ 複数市町村の住民が参加する会議など、1市町村での対応が困難な場合、手話通訳者・要約筆記者を派遣</p>	
	当協会の単独実施	<p>㉖ 手話通訳者等の派遣と健康管理・・・・・ 市町村との委託契約(約20市町)等に基づき、登録されてる手話通訳者や要約筆記者等を派遣。 手話通訳者や要約筆記者等について、頸肩腕障害の早期発見のための健康診断を実施。</p> <p>㉗ 重度視覚障害者のための生活訓練・・・・・ パソコンや携帯電話等の情報機器・生活用具の紹介、使い方の指導等。地方でも実施。</p> <p>㉘ 視覚障害者の援護者の養成・・・・・ 視覚障害者の移動支援や外出先での情報提供、代読、代筆を行う同行援護者養成のための研修を実施</p> <p>㉙ 点字・音声訳等の技術活用事業・・・・・ 上記㉕の情報サポート事業と一体となって、広報誌の点字版や録音版、点字投票用紙の作成などを行う。</p>	

注1 単に「障害者」と記載してある場合は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を含む。

2 ①、②、③、④、②(※通訳介助員の派遣は除く)で、予算上の「障害者の明るい暮らし促進事業」を構成。

3 以上の他、当協会が事務局となっている「市町村身体障害者相談員連絡協議会」としての事業等がある。

4 当協会単独実施事業は、共同募金会からの分配金、正会員・賛助会員費、寄付金収入及び受託料(県の広報誌の点字版作成料等)や研修参加料などで賄っている。